

四日市市告示第 1 3 5 号

四日市市身体障害者用自動車改造費助成事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 5 年 3 月 2 7 日

四日市市長 森 智 広

四日市市身体障害者用自動車改造費助成事業実施要綱の一部を改正する要綱

四日市市身体障害者用自動車改造費助成事業実施要綱（平成 1 7 年四日市市告示第 9 9 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(対象者等)</p> <p>第 2 条 この事業の対象者は、身体障害者福祉法施行規則（昭和 2 5 年厚生省令第 1 5 号）別表第 5 号の上肢、下肢又は体幹機能障害のある身体障害者で、次の各号に該当するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 障害者本人、その配偶者及び当該障害者と同居する扶養義務者の<u>自動車改造費助成</u>を行う月の属する年の前年の所得（障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和 5 0 年厚生省令第 3 4 号）第 1 5 条関係様式第 7 号と同様の方法により算出された控除後の所得額（前年の金額が確定していない場合は、前々年の金額によるものとする。)) が、当該月の特別障害者手当の所得制限限度額を超えない者</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(対象者等)</p> <p>第 2 条 この事業の対象者は、身体障害者福祉法施行規則（昭和 2 5 年厚生省令第 1 5 号）別表第 5 号の上肢、下肢又は体幹機能障害のある身体障害者で、次の各号に該当するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 障害者本人、その配偶者及び当該障害者と同居する扶養義務者の<u>免許取得助成</u>を行う月の属する年の前年の所得（障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和 5 0 年厚生省令第 3 4 号）第 1 5 条関係様式第 7 号と同様の方法により算出された控除後の所得額（前年の金額が確定していない場合は、前々年の金額によるものとする。)) が、当該月の特別障害者手当の所得制限限度額を超えない者</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 略</p>

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。